

議第 1 0 1 号

高山市国民健康保険診療所の設置に関する条例の一部を改正する条例について

高山市国民健康保険診療所の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市国民健康保険丹生川診療所を設置するため改正しようとする。

高山市国民健康保険診療所の設置に関する条例の一部を改正する条例

高山市国民健康保険診療所の設置に関する条例（平成１６年高山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後														
（名称及び位置） 第２条 前条の診療施設は診療所及び出張診療所とし、名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）診療所 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>高山市国民健康保険 清見診療所</td><td>高山市清見町三日町 ４１７番地１</td></tr> <tr> <td colspan="2">高山市国民健康保険荘川診療所の項～高山市国民健康保険栃尾歯科診療所の項 （略）</td></tr> </table> （２）（略）	名称	位置	高山市国民健康保険 清見診療所	高山市清見町三日町 ４１７番地１	高山市国民健康保険荘川診療所の項～高山市国民健康保険栃尾歯科診療所の項 （略）		（名称及び位置） 第２条 前条の診療施設は診療所及び出張診療所とし、名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）診療所 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>高山市国民健康保険 丹生川診療所</td><td>高山市丹生川町町方 ８８番地</td></tr> <tr> <td>高山市国民健康保険 清見診療所</td><td>高山市清見町三日町 ４１７番地１</td></tr> <tr> <td colspan="2">高山市国民健康保険荘川診療所の項～高山市国民健康保険栃尾歯科診療所の項 （略）</td></tr> </table> （２）（略）	名称	位置	高山市国民健康保険 丹生川診療所	高山市丹生川町町方 ８８番地	高山市国民健康保険 清見診療所	高山市清見町三日町 ４１７番地１	高山市国民健康保険荘川診療所の項～高山市国民健康保険栃尾歯科診療所の項 （略）	
名称	位置														
高山市国民健康保険 清見診療所	高山市清見町三日町 ４１７番地１														
高山市国民健康保険荘川診療所の項～高山市国民健康保険栃尾歯科診療所の項 （略）															
名称	位置														
高山市国民健康保険 丹生川診療所	高山市丹生川町町方 ８８番地														
高山市国民健康保険 清見診療所	高山市清見町三日町 ４１７番地１														
高山市国民健康保険荘川診療所の項～高山市国民健康保険栃尾歯科診療所の項 （略）															

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。